

スポーツ仲裁規則改正

現行	改正案
<b>第3条 (定義)</b>	
<p>1 この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>一 財団法人日本オリンピック委員会</p> <p>二 財団法人日本体育協会</p> <p>三 財団法人日本障害者スポーツ協会</p> <p>四 各都道府県体育協会</p> <p>五 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体</p> <p>2～8 省略</p>	<p>1 この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>一 <u>公益</u>財団法人日本オリンピック委員会</p> <p>二 <u>公益</u>財団法人日本体育協会</p> <p>三 <u>公益</u>財団法人日本障害者スポーツ協会</p> <p>四 各都道府県体育協会</p> <p>五 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体</p> <p>2～8 省略</p>
<b>第8条 (代理及び補佐)</b>	
<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。</p>	<p>当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人又は補佐人による代理又は補佐を認めないことができる。<u>ただし、弁護士でなければ代理人とすることができない。</u></p>
<b>第14条 (仲裁の申立て)</b>	
<p>1～4 省略</p> <p>5 申立人は、仲裁申立ての際、スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。<u>申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。</u></p> <p>6～7 省略</p>	<p>1～4 省略</p> <p>5 申立人は、仲裁申立ての際、スポーツ仲裁料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。</p> <p>6～7 省略</p>
<b>第37条 (手続の非公開・仲裁判断等の公開・守秘義務)</b>	
<p>1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。</p>	<p>1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。</p>

<p>1 の 2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p> <p>2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p>3 前項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。</p>	<p>1 の 2 前項の規定にかかわらず、審問は、当事者全員が公開で行われることに合意する場合には、これを公開する。</p> <p><u>1 の 3 この規則の対象となる紛争に関して仲裁申立書の提出及び仲裁申立料金の納付がなされた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、当該仲裁申立てがなされた旨と共に、事案番号、申立日及びその申立てに係る競技団体の名称を速やかに公表するものとする。</u></p> <p>2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部又は全部の公表を差し控えるものとする。</p> <p><u>2 の 2 この規則の対象となる紛争に関して競技者等から競技団体に対する仲裁申立てがなされたにもかかわらず、競技団体が応諾を拒否することにより仲裁を開始することができなかった場合又は申立人がその申立てを取り下げた場合には、日本スポーツ仲裁機構は、その事実を速やかに公表するものとする。</u></p> <p>3 前 3 項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者及びその代理人又は補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。</p>
<p>附則</p>	
<p>附則 1～10 は省略</p> <p>附則 11</p> <p>この規則は、2013 年 9 月 1 日から施行する。ただし、この規則の施行の際、現に継続している仲裁事件に関してはなお従前の例による。</p>	<p>附則 1～10 は省略</p> <p>附則 11</p> <p>この規則は、2013 年 9 月 1 日から施行する。ただし、この規則の施行の際、現に継続している仲裁事件に関してはなお従前の例による。</p> <p><u>附則 12</u></p> <p><u>この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行す</u></p>

	<u>る。</u>
--	-----------

### スポーツ仲裁料金規程改正

現行	改正案
第3条（申立料金）	
申立料金は50,000円とする。	申立料金は50,000円 <u>（税別）</u> とする。
第4条（ <u>応諾拒否</u> ・取り下げ）	
<p>申立人が、第18条1項により仲裁申立てを取り下げた場合において、まだ仲裁人が一人も選任されていないときは、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の<u>全額</u>を返還する。</p>	<p><u>1 申立人から仲裁申立てがなされたにもかかわらず、競技団体が応諾を拒否した場合には、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の全額を返還する。</u></p> <p><u>2 申立人が、第18条1項により仲裁申立てを取り下げた場合において、まだ仲裁人が一人も選任されていないときは、日本スポーツ仲裁機構は、申立人に申立料金の半額を返還する。</u></p>
附則	
<p>附則1～2 省略</p> <p>附則3 この規程は、2007年7月10日から施行する。</p>	<p>附則1～2 省略</p> <p>附則3 この規程は、2007年7月10日から施行する。</p> <p><u>附則4 この規程は、2014年4月1日から施行する。</u></p>

### スポーツ仲裁人報酬金規程改正

現行	改正案
第2条（仲裁人報酬金）	
<p>仲裁人報酬金は、原則として1事案<u>5万円</u>とする。日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して10<u>万円</u>までの範囲内で増額を決定することができる。</p>	<p>仲裁人報酬金は、原則として1事案<u>50,000円</u> <u>（税別）</u> とする。日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して100,000円 <u>（税別）</u> までの範囲内で増額を決定することができる。</p>
附則	
<p>附則1 省略</p> <p>附則2</p>	<p>附則1 省略</p> <p>附則2</p>

<p>この規程は、2007年7月10日から施行する。</p>	<p>この規程は、2007年7月10日から施行する。</p> <p><u>附則3</u></p> <p><u>この規程は、2014年4月1日から施行する。</u></p>
--------------------------------	---

以上